

子ども・子育て支援新制度

ユマニテク短期大学

安藤 和彦

I 幼児教育機関

幼稚園

保育所

幼保連携型認定こども園

II 保育の必要性和認定・確認制度

ポイント制

減点対象

III 地域型保育事業

IV 地域子ども・子育て支援事業

放課後児童クラブ

放課後子ども教室

放課後児童総合プラン

V 子育て支援員

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

国主体

〔 仕事と子育ての
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費・運営費の助成)

・ベビーシッター等利用者支援事業
⇒残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

地域子ども・子育て支援事業

・利用者支援事業
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業等
・子育て短期支援事業
・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

・延長保育事業
・病児保育事業
・放課後児童クラブ

・妊婦健診
・実費徴収に係る補足給付を行う事業
・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、 給付を受けることと なる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども</u> 以外のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

新制度施行前の「保育に欠ける」事由

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としてしていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)

- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

① 就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)

② 妊娠、出産

③ 保護者の疾病、障害

④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤ 災害復旧

⑥ 求職活動・起業準備を含む

⑦ 就学・職業訓練等における職業訓練を含む

⑧ 虐待やDVのおそれがあること

⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

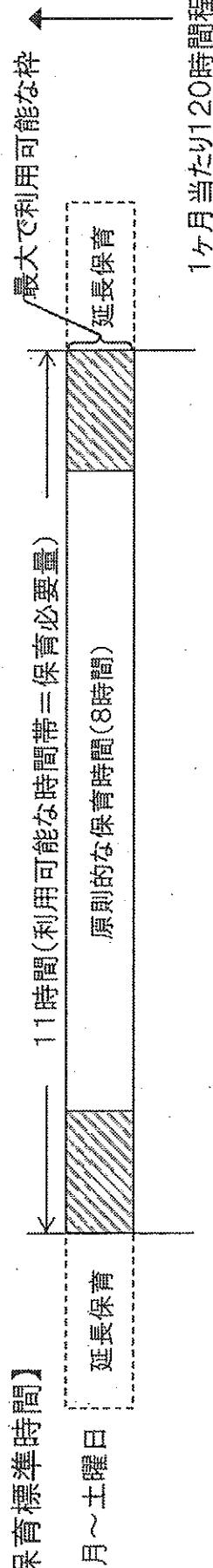
保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

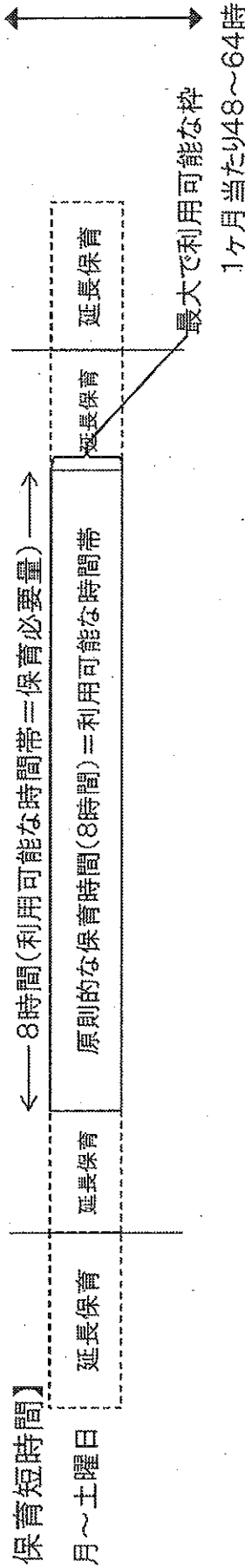
【保育必要量のイメージ】（一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合）

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



（参考）平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- （前略）新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- （前略）保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- （前略）柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育
を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性
が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社
会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育
所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

＜保育標準時間＞
Aグループ(10点)

○○ ○○
□□ □□
.....

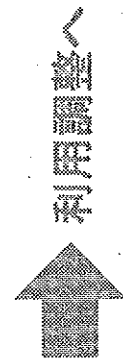
Bグループ(9点)

△△ △△
□□ ○○
.....

※ 保育短時間も同様

計 X人

計 Y人



利用調整へ

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉：平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

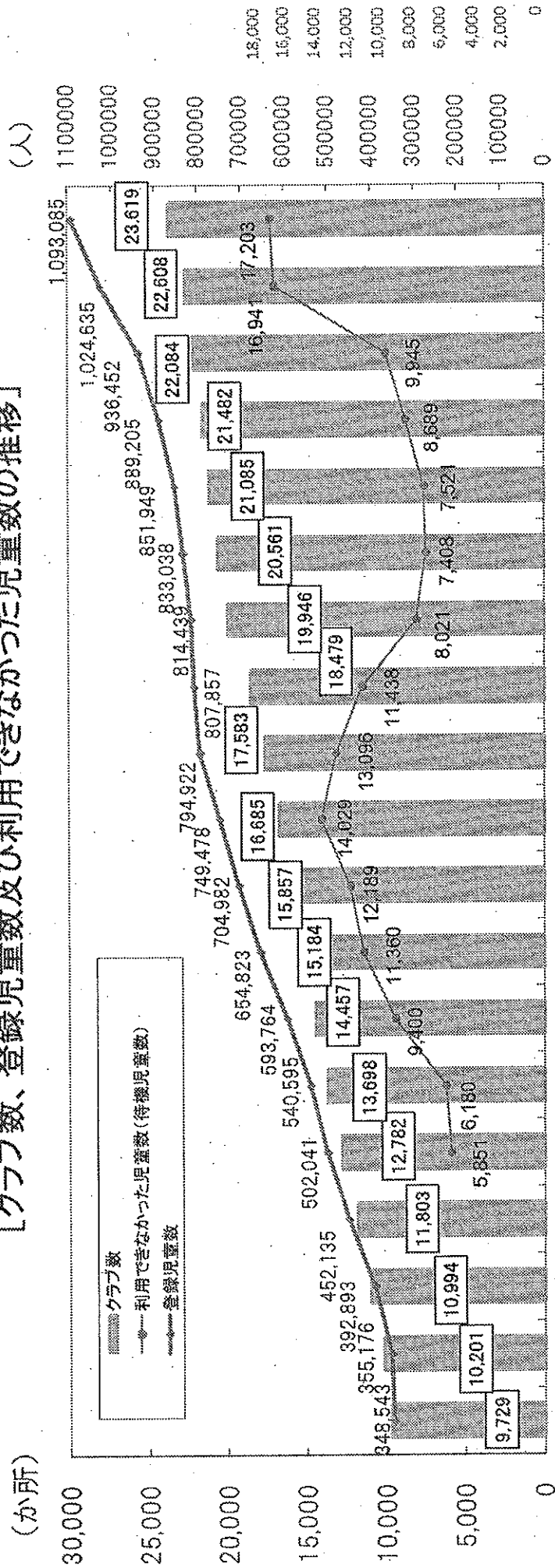
【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成28年5月現在) 【今後の展開】

- クラブ数 23,619か所
(参考：全国の小学校19,655校)
- 支援の単位数 28,198単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,093,085人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,203人

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)

- ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
- ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
- ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※電體の従つて舞臺北へく（舞臺北へく）は原稿の（舞臺北へく）

△舞臺女優△

支援の目的（参照可入光基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

臨 (從つへ) 輝 (輝) 10 采 (采)

- 放課後児童支援員(※1)を、支援の単位ごとに2人以上配置(うち1人を除き、補助員の代替可)

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基
本）であつて、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

盟所日數 (參酌可久吉基準) (第18条)

- 原則1年に250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、
事業を行う者が定める

その他 (参酌すべ志基準)

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、

設備 (參酌す人光基準) (第9条)

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65㎡以上

旧章の集団の規模 (参照頁を基準)

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、
おおむね40人以下

聞所陸聞 (参酌八七集) (第18条)

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して
事業を行う者が定める

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもにも保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとし、平成27年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、地方自治体に通知した。

策定及び見直しの3つの視点

① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

「放課後児童クラブ運営指針」の概要

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づき職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

(参考)

「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
■放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備

(約90万人⇒約120万人)

- ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
- 全小学校区(約2万か所)で一体的

に又は連携して実施し、うち1万か

所以上を一体型で実施

- (約600か所⇒1万か所以上)を目指す

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、二一スに広し、余裕教室等を活用

※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づき取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、

・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量

・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策

などを記載し、計画的に整備

※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた適切な体制の整備

・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化

・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

- 余裕教室の活用等に向けた検討

・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

▶全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実

▶活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要

▶実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意

▶放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

・学校施設を活用してなおお地域に利用二一スがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討

・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



放課後児童クラブと放課後子ども教室について

	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業
趣旨・対象	共働き家庭の児童(小学校おおむね1～3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供【児童福祉法第6条の2第2項に規定】	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進
20予算額	186.9億円(20,000か所分)	77.7億円(15,000か所分)
補助率	1／3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) ※別途保護者(利用料)負担あり	1／3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担)
補助基準額 (20年度)	運営費:481.6万円(児童36人～70人の場合) 創設費:1,250万円、改修費:700万円、 備品費:100万円	運営費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し) 備品費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)
指導員等	放課後児童指導員(専任)を配置	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置
実施場所	学校内(余裕教室) 28.5% 学校内(専用施設) 19.8% 児童館 14.9% 専用施設 10.7% 既存公的施設 9.1% その他(民家、保育所等) 17.0% (平成20年5月)	小学校 67% 公民館 12% 児童館 5% その他 16% (平成19年度) (集会所、文化センター、公園など)
実施か所数	17,583か所(平成20年5月)(対前年898か所増)	7,821か所(平成20年度《予定》)
利用児童数	登録児童数 約79万人(平成20年5月) 〔対前年4.5万人増〕	年間延べ参加児童数 2,110万人 ・1教室当り年間平均参加児童数 2,550人 ・1回当り参加児童数 30.6人 (平成18年度)
実施形態等	原則として年間250日以上開所(夏休み等の長期休暇や必要に応じて土曜日も開所)	概ね年間を通じて断続的・単発的に実施(平成20年度は1か所あたり平均126日)

※平成18年度の数値は、地域子ども教室推進事業の実施状況

(参考)

「子育て支援員」研修について

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護にについては、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ

実施主体(都道府県・市町村等)に
研修申込

研修受講

基本

専門

修了証書の
発行

子育て支援員
に認定

子育て支援員研修の体系

放課後児童
コース

放課後児童クラブ
(補助員)

6科目・
9時間

社会的基盤
コース

乳児院・児童養護施設等
(補助的職員)

9科目・
11時間

地域保育コース

小規模保育事業
(保育従事者)

家庭的保育事業
(家庭的保育補助者)

事業所内保育事業等
(保育従事者)

一時預かり事業
(保育従事者)

子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・
センター事業)
(提供会員)

4科目・
6.5時間

6科目・
6～6.5時間
+2日以上

(共通科目)
12科目15～15.5時間

地域型保育

利用者支援事業・基本型
(専任職員)

9科目・
24時間

利用者支援事業・特定型
(専任職員)

5科目・
5.5時間

地域子育て支援
コース

地域子育て支援拠点事業
(専任職員)

6科目・
6時間

(※)

専門研修

※利用者支援事業・特定型については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
注) 主な事業従事者を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。
注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。

8科目・8時間